

# 宍粟市男女共同参画推進条例逐条解説

## 条例の名称

(名称)

宍粟市男女共同参画推進条例

### 【解説】

- ・男女共同参画社会基本法の名称となっている「男女共同参画」を使用します。
- ・「参画」という言葉には、女性が意思決定の中枢に加わっていくという重要な意味があり、「推進」を続けることで、真に対等であるパートナーである男女が共同して社会に参画するというめざすべき社会に向かって進んでいるイメージを描き、「男女共同参画推進条例」とします。
- ・「男女」という言葉には、すべての人を対象とするという意味をもちます。

## 前文

「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現」は、「二十一世紀の我が国を決定する最重要課題」と位置付けられ、国において、平成 11 年 6 月に男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号。以下「基本法」という。）が制定され、国の責務として、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的に策定し、実施するとともに、地方公共団体の責務として国の施策に準じた施策及び地方公共団体の区域の特性に応じた施策の策定と実施を明示しました。

本市においては、平成 22 年に「宍粟市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現をめざし、取組を進めてきました。平成 30 年度に第 2 次宍粟市男女共同参画プラン策定にあたっての基礎資料とするため、市民、事業者を対象としたアンケート調査を実施したところ、市民の意識の中には、固定的な性別役割分担意識（ジェンダー）が未だに根強く、多くの市民が社会通念や慣習など、さまざまな分野で性別による不平等を感じており、男女共同参画社会を実現するためには、多くの課題が存在している現状が浮き彫りとなりました。

人口減少社会の到来や社会情勢が変化する中、持続可能で豊かな宍粟市を創造していくためには、あらゆる人々が性別等にとらわれない生き方ができ、支え合い、社会のあらゆる分野に参画し、それぞれに個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現させなければなりません。

私たちは、先人たちが築きあげられた「播磨国風土記」に歴史はさかのぼり、豊かな自然に恵まれたこの地が、更に内外に開かれ、すべての人が個人として尊重され、協働し、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定します。

### 【趣旨】

- ・前文は、条例を制定するに至った経緯やめざす方向を示し、推進への決意を表明しています。

### 【解説】

- ・条例を制定にするに至った経緯や社会的背景、条例の必要性、男女共同参画の推進への決意など条例制定の意義を明らかにしています。
- ・各段落において、次の内容を表現しています。

第 1 段落	国の動向、男女共同参画政策の重要な位置づけ、条例の必要性を明示。
第 2 段落	本市においても男女共同参画社会の実現をめざした取り組みを行ってきたが、男女共同参画社会の実現には、まだ多くの課題が残されていること。
第 3 段落	人口減少社会情勢の変化の中、将来にわたって活力あるまちを持続していくためには男女共同参画社会の実現が重要であること。
第 4 段落	すべての人が尊重され、協働し男女共同参画社会の推進に取り組むこと。

## 目的・定義・基本理念

### (目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、教育関係者及び事業者等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定め、当該施策を総合的かつ計画的に実施することにより、男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

### 【趣旨】

- ・この条例を制定する目的を示すものです。

### 【解説】

- ・男女共同参画を推進するにあたり、市、市民、教育関係者、事業者等の責務を明らかにし、施策を総合的かつ計画的に実施することで、男女共同参画社会の実現を図ることを目的としています。
- ・「市の施策の基本となる事項」とは、第11条から第21条までの規定がこれに該当します。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に居住、通勤又は通学する者をいう。
- (4) 教育関係者 市内の学校、地域、家庭その他社会のあらゆる分野において行われる教育及び保育に携わる者をいう。
- (5) 事業者 市内において事業活動を行う個人又は法人その他団体をいう。
- (6) 市民団体 市民を主な構成委員として市内において自発的で自律的な活動を行う団体をいう。
- (7) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方を不快にさせ、その者の生活環境を害すること又は性的な言動を受けた相手方の対応により、その者に不利益を与えることをいう。
- (8) ドメスティック・バイオレンス 配偶者（配偶者であった者を含む。）又は交際相手等親密な関係にある者（親密な関係にあった者を含む。）の間で行われる身体的、精神的、社会的、経済的又は性的な暴力をいう。
- (9) 性的指向 恋愛感情又は性的関心がどのような性別に向かうかということ（恋愛感情又は性的関心を抱かないことを含む。）をいう。
- (10) 性自認 自らの性別をどう捉えているかということをいう。

### 【趣旨】

- ・この条例における用語の定義を定めるものです。

### 【解説】

- ・第2条では、この条例において用いる10の語句について、それぞれの意義を次のとおり定めています。
- ・第1号 男女共同参画
 

第1号の「男女共同参画」とは、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号。以下「基本法」という。）第2条第1号の定義に準じて定めています。

男女が性別にかかわらず、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、それによって、等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができ、かつ、ともに責任を担うことをいいます。

「参画」とは、政策・方針の決定、企画立案の過程に加わるなど、主体的に意思決定過程に関わることです。宍粟市自治基本条例では、「参画」を「市民がまちづくりに関する重要な決定に主体的に関わること」と定義していますが、これと同義です。
- ・第2号 積極的改善措置
 

第2号の「積極的改善措置」とは、いわゆる「ポジティブ・アクション」のことで基本法第2条第2号の定義に準じて定めています。職場、地域など社会の様々な分野で男女間の格差を改善するため、必要な範囲内で男女のいずれか一方に対して積極的に機会を提供することをいい、実質的な機会の平等を保障しようというものです。
- ・第3号 市民
 

第3号の「市民」とは、市内に居住するものだけでなく、市内にある事務所や事業所等で働く者、市内にある学校等で学ぶ者を含めて、「市民」と定義しています。このため、市外に居住し、市内に通勤・通学する者も「市民」に含まれます。

条例における「市民」は、宍粟市に住所を有する人をさすのが一般的ですが、この条例は、市、市民、教育関係者及び事業者等が役割を担い合い、協働して男女共同参画を推進することを目的としていることから、「市民」をこのように広く捉えています。
- ・第4号 教育関係者
 

第4号の「教育関係者」とは、教育が意識形成に及ぼす影響は大きいと考えられるため、学校、社会、家庭教育その他市内において教育に携わる者を広く教育関係者と捉えています。
- ・第5号 事業者
 

第5号の「事業者」とは、市内に事務所や事業所等があり、事業活動を行う者であれば、個人、法人等の別を問わず、営利、非営利に関わらず、「事業者」と定義しています。
- ・第6号 市民団体
 

第6号の「市民団体」とは、市内を主な構成員として自発的に形成され、自律的な活動を行う民間団体をいいます。具体的には、自治会、自治協議会、ボランティア団体、NPO等です。
- ・第7号 セクシュアル・ハラスメント
 

第7号の「セクシュアル・ハラスメント」とは、職場など、あらゆる場で性的な言動が行われることで環境が害され、その場に関わる人々が不快に感じる事、又は性的な言動が行われ、それを拒否したことで拒否した者が何らかの不利益を受けることをいいます。

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第11条に規定されている、いわゆる「セクシュアル・ハラスメント」は職場に限定されていますが、この条例では単に職場内に限らず、地域、学校などあらゆる分野における行為が対象となります。

平成29年に、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）に基づく改正セクハラ指針（事業主が職場における性的言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針）の施行により、被害者の性的指

向・性自認にかかわらず、これらの人に対するセクハラもセクハラ指針の対象になっています。

・第8号 ドメスティック・バイオレンス

第8号の「ドメスティック・バイオレンス」とは、配偶者や交際相手などの親密な関係、又は過去に親密な関係にあった者の間における暴力のことをいいます。また、暴力には、身体的暴力だけでなく、暴言、威嚇などの精神的暴力、友人との交際を制限するなどの社会的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、望んでいない性行為を強要するなどの性的暴力も含まれます。

・第9号 性的指向

第9号の「性的指向」とは、異性を対象とする異性愛、同性を対象とする同性愛、男女両方を対象とする両性愛、いずれも対象としない無性愛等の人の恋愛や性愛がどのような性を対象としているかを示す概念のことです。

・第10号 性自認

第10号の「性自認」とは、自分が女性又は男性であるか、その中間であるか、そのどちらでもないか、流動的であるか等の自らの性に対する認識をのことです。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念に基づき、推進するものとする。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別等による差別的取扱いを受けないこと及び男女が性別等にかかわらず個人として能力を発揮する機会が確保されること並びに多様な性のあり方も含めたあらゆる人の人権が尊重され、配慮されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮されること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家庭を構成する男女が相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすること。
- (5) 男女が互いの性に対する理解を深め、妊娠、出産等について個人の意思が尊重され、生涯にわたり健康な生活を営むことができるように配慮されること。
- (6) 市民等が地域社会を構成する一員としての自覚と責任を持ち、自発的かつ自主的に男女共同参画を推進する活動に参画するとともに、当該活動に参画する他のものと協働して取り組むこと。
- (7) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有することから、国際的な協調の下に行うこと。

【趣旨】

- ・本市において男女共同参画を推進する上での基本理念を定めるものです。

【解説】

- ・男女共同参画を推進するにあたり、7つの基本理念を定めています。
- ・第1号は、基本法の基本理念に準じて定めています。

男女が、性別等により差別的な扱いを受けたり、能力を発揮する機会が与えられなかったりする場合があります。一人ひとりが自分の能力を十分に発揮できることが必要であり、その機会が男女とも確保されることが大切です。

基本法における「性別」表記を「性別等」とし、性的指向、性自認等を含む内容としています。

- ・第2号は、基本法の基本理念に準じて定めています。

社会における制度や慣行の中には、「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担等が根強く残っており、社会のあらゆる分野での男女共同参画を妨げる原因となっています。男女が性別に関わりなく、自らの意思で多様な生き方を選択できる社会は、男女共同参画社会のめざすべき姿です。

- ・第3号は、基本法の基本理念に準じて定めています。

男女が、市や地域など社会のあらゆる分野における政策や方針の立案及び決定に対等な立場で参画し、それぞれの視点から意見を反映させる機会が確保されることは、男女が共に利益を享受することができ、共に責任を担うべき男女共同参画の基盤となるものです。

政策の立案及び決定に男女が共同して参画する機会という中には、議会への女性の進出についても含まれています。

- ・第4号は、基本法の基本理念に準じて定めています。

家事や育児、介護などの家庭生活での活動の大部分を女性が担っている状況にあります。

男女共同参画社会を実現するためには、男女が互いに協力するとともに、社会の支援を受けながら、家庭生活と仕事や地域活動等との両立を図るようにすることが大切です。

- ・第5号は、「性と生殖に関する健康と権利」のことでリプロダクティブ・ヘルス/ライツとも言われます。

男女が、お互いの性について理解し合い、生涯にわたって心身ともに健康な生活を送れるよう配慮されることが重要であり、特に女性は、妊娠や出産をする可能性があるなど男性と異なる健康上の問題に直面することがあるため、自分の体や健康について、自分で判断し決定できること、また、その意思が尊重されることが大切です。

国の男女共同参画基本計画においても「生涯を通じた女性の健康支援」が重点目標の一つとして挙げられています。

- ・第6号は、「参画と協働」について定めています。

宍粟市自治基本条例（平成28年条例第4号）との整合を図るため、「参画」と「協働」に関する内容を示しています。

同条例において、「参画」とは「市民がまちづくりに関する重要な決定に主体的に関わること」（第2条第6号）、「協働」とは「市民が相互に協力してまちづくりに取り組むこと」（第2条第7号）と定義されています。

- ・第7号は、基本法の基本理念に準じて定めています。

これまで我が国の男女共同参画は、世界女性会議をはじめとして女子差別撤廃条約などの国際社会の取組と連動して進められてきました。本市においても、国や県と歩調を合わせながら情報収集に努め、男女共同参画を推進することが重要です。

とりわけ、グローバル化の中で国連が定めた持続可能な開発目標（SDGs）においては、ターゲット5 ジェンダー平等を掲げており、さらにジェンダー平等の実現及びジェンダー視点の主流化することによりすべての目標とターゲットにおける進展において、不可欠なものとして位置づけています。

#### 【参考】

男女共同参画社会基本法 基本理念

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取り扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行わなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行わなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族が構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行わなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行わなければならない。

## 市・市民との責務

### （市の責務）

- 第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施しなければならない。
- 2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たっては、国、他の地方公共団体及び市民等との連携に努めなければならない。
- 3 市は、職員一人ひとりの男女共同参画に関する認識を高める等、自ら率先して男女共同参画の推進に努めなければならない。

### 【趣旨】

- ・男女共同参画を推進する上で、市の果たす役割が最も重要であるとの認識より、まず、市の責務を定めているものです。

### 【解説】

- ・市は基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定、実施する責務を有し、施策の推進に当たっては、市民、教育関係者、事業者、市民団体、国、県及び他の地方公共団体と連携しながら取り組むべきことを定めています。
- ・基本法に関する衆議院の付帯決議には、「政策等への立案及び決定への共同参画は、男女共同参画社会の形成に当たり不可欠のものであることにかんがみ、積極的改善措置の積極的活用をはかる」とあるように、積極的改善措置を活用して、実現をはかっていく必要があります。
- ・現在、市では、第2次宍粟市男女共同参画プランを策定し、これに基づく取組を実施していますが、市役所が率先して男女共同参画にふさわしい職場となる取組が必要であるとの認識によるものです。

### （市民の責務）

- 第5条 市民は、基本理念に基づき、男女共同参画に関する理解を深め、社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めなければならない。
- 2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

### 【趣旨】

- ・男女共同参画を推進する上で、市民一人ひとりの意識と行動が果たす役割が大きいことから、市民の責任を定めるものです。

### 【解説】

- ・市民が、市の施策などを通して男女共同参画の理解を深め、社会のあらゆる分野で男女共同参画の推進に取り組むよう努めることを定めています。
- ・また、市が実施する施策をより効果的に推進するため、市民が協力するよう努めることを定めています。



**(教育関係者の責務)**

**第6条** 教育関係者は、男女共同参画の推進に果たす教育の重要性を認識し、基本理念に基づき、教育を行うよう努めなければならない。

**2** 教育関係者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

**【趣旨】**

・男女共同参画を推進する上で、教育の果たす役割が重要であることから、教育関係者の責務を定めるものです。

**【解説】**

・男女共同参画社会の形成には、学校教育をはじめ社会教育などすべての教育の分野において、男女平等の教育が実施されることが重要であることはいうまでもありません。特にその男女平等の教育の内容としては、機会均等だけでなく、性別による固定的な役割分担意識の影響を排除する教育を実施していくことが求められています。

・平成29年には、「いじめの防止等のための基本的な方針」が改定され、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校としての必要な対応について周知する」ことが盛り込まれています。

・基本法に関する衆議院の附帯決議においては、「本法の基本理念に対する国民の理解を深めるため、教育活動及び広報活動等の措置を積極的に講じること」とあります。

・また、市が実施する施策をより効果的に推進するため、教育関係者が協力するよう努めることを定めています。

**(事業者の責務)**

**第7条** 事業者は、基本理念に基づき、その事業活動において、男女共同参画の推進に取り組むよう努めなければならない。

**2** 事業者は、男女が仕事と家庭生活その他の活動とを両立して行うべきことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。

**3** 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

**【趣旨】**

・職場や団体における男女共同参画を推進するため、社会経済活動において重要な役割を果たしている事業者等の責務を定めるものです。

**【解説】**

・社会経済活動の中において事業者は重要な役割を果たしており、男女共同参画の推進には職場や団体において男女が平等に能力を発揮できる機会の確保や各種ハラスメントの防止、男女を問わず労働者が仕事と家庭生活の両立を図れる環境を整備するよう努めることを定めています。

・また、市が実施する施策をより効果的に推進するため、事業者が協力するよう努めることを定めています。

(市民団体の責務)

第8条 市民団体は、基本理念に基づき、その運営又は活動に関する方針の決定等について、男女が対等に参画する機会を確保するとともに、男女が性別にかかわらず、能力を發揮できる環境を整備するよう努めなければならない。

2 市民団体は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

【趣旨】

- ・地域などで主体的に活動を行っている団体が、地域社会において重要な役割を果たしていることから、市民団体の責務を定めるものです。

【解説】

- ・市内には、自治会やボランティア団体など市民が関わる多くの市民団体があります。市民団体が、それぞれの運営又は活動に関する方針の決定等について、男女が対等に参画する機会の確保や、能力を發揮できる環境整備など、男女共同参画の推進に取り組むよう努めることを定めています。
- ・また、市が実施する施策をより効果的に推進するため、市民団体が協力するよう努めることを定めています。

## 男女共同参画の推進を阻害する行為の禁止

### (性別等による権利侵害の禁止)

第9条 何人も、社会のあらゆる分野において、性別若しくは性的指向又は性自認等による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス、性別等によるその他の権利侵害を行ってはならない。

2 何人も、性的指向、性自認等の公表に関して、いかなる場合も強制し、若しくは禁止し、又は本人の意に反して公にしてはならない。

#### 【趣旨】

- ・男女共同参画社会の実現を阻害する重大な要因である性別の違いを背景とした権利侵害の禁止について定めるものです。性別による差別には、性的指向、性自認等による差別的取扱いについても含むこととし、「性別等」と表現しています。
- ・また、性的指向、性自認等の公表を背景とした権利侵害の禁止について定めるものです。

#### 【解説】

- ・性別等による差別的取扱いとは、直接的、間接的を問わず、性別等に起因するものであれば、とくに制限を設けず、あらゆる差別を含むこととしています。
- ・これまで性別による差別的取扱いの禁止については、労働基準法の男女同一賃金の規定や男女雇用機会均等法の規定など、労働の分野でしか規定されていませんでしたが、条例に定めることによりすべての分野にわたる性別等差別の禁止が法規上規定されることとなります。
- ・また、性的指向、性自認等の公表に関して、本人に無理やり公表させたり又は公表を止めたりしてはならないことを明記するとともに、個人が知り得た性的指向、性自認等の情報を本人の意に反して勝手に公表してはならないと定めています。

### (公衆に表示する情報に関する留意)

第10条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び暴力的行為を助長し、又は連想させる表現並びに著しく性的感情を刺激する表現を行わないよう努めなければならない。

#### 【趣旨】

- ・男女共同参画社会の実現を阻害する行為のうち、公衆に表示する情報において留意すべきことについて定めるものです。

#### 【解説】

- ・雑誌やポスター等の印刷物や、インターネットの掲載情報など公衆に表示する情報は人々の意識や行動に大きな影響を及ぼす可能性があります。
- ・性別による固定的な役割分担意識や男女間における暴力を正当化し、又は助長する表現は用いないよう配慮することが必要です。また過度な性的な表現は、それ自体がセクシャルハラスメントにもなります。
- ・憲法に規定される「表現の自由」は尊重されるべきものであることから、「留意」として理解を求めることとしています。

## 市の実施すべき基本的施策

### (男女共同参画計画)

- 第 11 条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を定めるものとする。
- 2 市長は、男女共同参画計画を定めるに当たっては、市民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、宍粟市男女共同参画審議会（第 21 条 1 項に規定する宍粟市男女共同参画審議会をいい、同項を除き、以下「審議会」という。）の意見を聴くものとする。
- 3 市長は、男女共同参画計画を定めたときは、速やかに公表するものとする。
- 4 前 2 項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

### 【趣旨】

- ・市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、宍粟市男女共同参画プランを定めることとしています。

### 【解説】

- ・基本法第 14 条第 3 項に基づき、男女共同参画の推進を図るための基本計画を策定することを努力義務として規定しています。しかしながら、基本法 9 条では、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務については、すべての地方公共団体に要請するものとなっているため、基本計画を策定することは、その地方公共団体が負っている男女共同参画施策を推進するという責務を、総合的に策定し、実施するために必要な方法であるため、この条例に策定根拠を設けるものです。
- ・本市においては、平成 22 年に「宍粟市男女共同参画プラン」を策定しています。計画の策定・変更を行う場合には、市民の意見を反映させるとともに、男女共同参画審議会の意見を聴くこと、策定・変更したときは、速やかに公表することを定めています。
- ・なお、男女共同参画社会の形成に当たっては、防災、保健、福祉、労働、教育などの施策との連携を図りながら進める必要があります。それぞれの担当は、各部局にまたがることから、プランの策定主体を明らかにするため、ここでは「市」ではなく、「市長」としてしています。
- ・また、計画策定にあたっては、市民の意見を反映させるとともに、宍粟市男女共同参画審議会（第 21 条。以下「審議会」という。）の意見を聴くこと、そして、策定・変更したときは、速やかに公表することを定めています。
- ・なお、令和元年 3 月に策定した「第 2 次宍粟市男女共同参画プラン」は、この条例の施行前に策定したものですが、この条例に基づくプランとみなすこととしています。（附則第 2 号）

### 【参考】

男女共同参画社会基本法

（都道府県男女共同参画計画等）

- 第 14 条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県または市町村は、都道府県男女共同参画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（地方公共団体の責務）

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその他地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第12条 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

【趣旨】

・市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策の策定や実施に当たり、男女共同参画の推進に配慮しなければならないことを定めるものです。

【解説】

・市の施策は、社会経済活動全般を対象に展開されており、当該施策に伴って生じる影響も広範多岐にわたるため、男女共同参画の推進が直接の目的でない施策であっても、男女共同参画の視点や配慮が欠けると、結果的に男女の現実の格差を固定あるいは拡大させるなど、男女共同参画の推進に逆行するような影響を及ぼす可能性があります。

・このため、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策の策定・実施に当たっては、男女共同参画の推進に配慮することを定めています。

【参考】

男女共同参画社会基本法

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

**(推進体制の整備)**

**第 13 条** 市は、男女共同参画の推進のため、必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

**【趣旨】**

- ・市は、男女共同参画の推進のための体制を整備し、財政上の措置を講ずることを定めるものです。

**【解説】**

- ・施策の推進や進捗管理、情報交換を行うよう、市長を本部長、部長等を構成員とする「宍粟市男女共同参画推進本部」を設置し、この条例により、位置づけを明確化するものです。
- ・これにより、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策をより一層総合的かつ効果的に推進し、更に財政上の裏付けを持たせる内容としています。

**(附属機関等における構成員の男女の均衡)**

**第 14 条** 市は、その設置する附属機関等の委員その他の構成員を任命し、又は委嘱する場合には、男女の数の均衡に努めるものとする。

**【趣旨】**

- ・男女共同参画の推進に当たっては、男女が対等な社会の構成員として、社会のあらゆる分野に対等に参画することが重要です。そこで、市は、その設置する附属機関等における構成員について男女の比率の均衡を図るよう定めるものです。

**【解説】**

- ・市における政策・方針決定過程への女性の参画を促進するため、条例に「附属機関等における構成員の男女の均衡」に関する規定を設けています。
- ・附属機関等の性格によっては、一律に均等にすることが困難である場合や不可能なものもありますが、積極的改善措置により附属機関等の委員への女性の登用に取り組むこととし、市に努力義務を課しています。

**(市民等の理解を深めるための措置)**

**第 15 条** 市は、男女共同参画の推進について、市民等の理解を深めるため、広報活動その他の適切な措置を講ずるものとする。

**【趣旨】**

- ・男女共同参画の推進に当たっては、市民等の理解が重要です。市は、市民の理解を深めるための広報活動等を行うことを定めるものです。

**【解説】**

- ・市民等との協働で男女共同参画を推進していくためには、男女共同参画に関する理解を深めるための広報、啓発を行うことが重要です。
- ・具体的には、市民等の意識の中に長い時間をかけて形成されてきた性別による固定的な役割分担意識等が男女共同参画社会への形成への障壁になっているとされていることを踏まえ、男女共同参画の推進に関する基本理念等についての理解を深めるよう、広報紙や情報紙、ホームページなどの各種媒体を通じた広報活動や講演会、セミナー等の開催による意識啓発などを行うことを定めるものです。

- ・なお、基本法において、地方公共団体が「講じなければならない」とされている「国民の理解を深めるための措置」（第16条）の規定をこの条例に定めるものです。

**【参考】**

男女共同参画社会基本法

（国民の理解を深めるための措置）

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

**（市民等に対する支援）**

**第16条 市は、市民等が行う男女共同参画の推進に関する自主的な取組に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。**

**【趣旨】**

- ・男女共同参画社会の形成には、市だけでなく、あらゆる主体の参画と協働による取組が重要です。そこで、市民等が行う男女共同参画の推進に関する活動に対して、市が支援を行うことを定めるものです。

**【解説】**

- ・市民等が行う自主的な取組を促すためには、市による支援が必要であることから、「市民等に対する支援」に関する規定を設けています。
- ・具体的には、資料等の情報提供や研修会の開催、相談事業、活動場所の提供等の支援等がこれに該当します。
- ・なお、基本法において、国には「民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする」（第20条）との規定があり、この条例に市の「市民等に対する支援」に関する規定を定めるものです。

**【参考】**

男女共同参画社会基本法

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(苦情等への対応)

第 17 条 市は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に関し、市民等から苦情又は意見の申出があったときは、適切に対応するものとする。

2 市は、性別若しくは性的指向又は性自認等による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する行為に関し、市民等から相談の申出があったときは、関係機関と連携し、必要な支援を行うものとする。

3 市長は、前 2 項に規定する苦情等への対応について必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。

【趣旨】

- ・市民等から男女共同参画の推進に関する施策等への苦情や意見の具申、性別等による差別的取扱い等についての相談があった場合の市の対応について定めるものです。

【解説】

- ・市は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策への苦情や意見の申出があった場合は、施策の改善に反映させる必要があるため、必要に応じ、宍粟市男女共同参画審議会の意見を聴取し、問題解決に向けて取り組むことを定めています。
- ・男女共同参画の推進のための施策でなくても、市が策定する・実施する施策は、影響の度合いに関係なく、全てこれに含まれることとしています。
- ・性別若しくは性的指向又は性自認等による差別的取扱いとは、第 9 条の性別等による権利侵害の禁止の規定のことになります。
- ・これらの差別的取扱いなどの相談の申出があった場合は、関係機関との連携や宍粟市男女共同参画審議会の意見を聴取するなど、必要な支援を行うことを定めています。

(調査研究)

第 18 条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定及び実施に必要な調査研究を行うものとする。

【趣旨】

- ・プランの策定や様々な施策を効果的に実施するためには、市は、必要な情報を収集するほか、市の政策の実施状況、市民や職員の意識などについて調査研究することとしています。

【解説】

- ・男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するためには、国内外の動向、施策の実施状況や市民意識などを的確に把握し、今後の施策に反映させていくことが重要なことから、調査研究を行うことを定めています。
- ・基本法 18 条は「国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努めるもの」と規定しており、地方公共団体においても、これを実施するよう定めるものです。



(拠点施設)

第 19 条 市は、男女共同参画を推進する施策を実施し、市民等による男女共同参画の取組を支援するための総合的な拠点の整備及び機能の充実に努めるものとする。

【趣旨】

- ・市は、男女共同参画の推進にあたり、総合的な拠点施設の整備及び機能の充実に努めることを定めるものです。

【解説】

- ・この拠点施設において、講座や講演会の開催、男女共同参画に関する情報提供、相談事業など、機能の充実を図ることを定めています。

(年次報告)

第 20 条 市長は、男女共同参画計画に基づく施策の実施状況を取りまとめた年次報告を作成し、これを公表するものとする。

【趣旨】

- ・毎年度、男女共同参画計画に基づく施策の実施状況を公表することを定めるものです。

【解説】

- ・男女共同参画を推進していくためには、第 11 条に規定する男女共同参画計画に基づいた施策の実施状況等を調査、検証し、次年度へ繋げていく必要があります。
- ・市が実施する様々な施策の実施状況を把握し、その進捗状況を年次ごとに評価し、その内容をホームページ等で公表することを定めるものです。
- ・なお、報告書の作成・公表については、男女共同計画の策定（第 11 条）と同様に「市長」が行うこととしています。

## 男女共同参画審議会の設置

### (男女共同参画審議会)

- 第 21 条 男女共同参画の推進に関する重要な事項について調査審議するため、市長の附属機関として宍粟市男女共同参画審議会を置く。
- 2 審議会は、前項に定めるもののほか、男女共同参画の推進に関し必要と認められる事項について、市長に意見を述べることができる。
- 3 この条例に定めるもののほか、審議会の組織、運営その他の必要な事項は、市長が別に定める。

### 【趣旨】

- ・男女共同参画の推進に関する重要な事項について調査審議するため、審議会を設置することを定めています。

### 【解説】

- ・この審議会は、男女共同参画の推進に関する重要な事項について調査審議し、男女共同参画の推進に関して市長に対して意見を述べることができると定めています。